

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 25 日

各商工会
むらからまちから館ご担当者 様

熊本県商工会連合会
経 営 支 援 課

「むらからまちから館」令和元年度上期 6 ヶ月コーナーへの出展事業者
の募集について

このことについて、上期（令和元年 6 月から令和元年 11 月）6 ヶ月コーナー
への出展事業者を募集いたします。

つきましては、別添 1-3、別紙 1-2 の留意事項をご確認のうえ、5 月 15 日（水）
までに別紙様式（1-4）申込書を経営支援課宛ご提出下さい。

なお、新規事業者の出展を促進するため、長期にわたる出展事業者については、
調整をさせていただく場合もございます。出展のご希望に添えない場合には、そ
の旨ご連絡差し上げます。なお、出店いただく事業者には 5 月下旬より納品期
間・賞味期限を勘案し、むらからまちから館より順次事業者あてに商品発注いた
します。ご協力並びにご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 出展継続の事業者についても、様式 1 の「申込書」をすべてご記入のうえ提
出ください。
 - 2 商品管理・売上管理をバーコード（共通 JAN コード）でおこないますので、
様式 1 に各事業者が商品に使っているバーコードをご記入ください。
バーコードのついてない商品は、無記入でかまいません。
 - 3 消費税の改定に伴い、納品、仕入、売上、支払を全て「税抜価格」にて、管
理させていただきますので、申込書の販売価格には必ず「税抜価格」でご記
入下さい。
- ※ 「1 カ月コーナー」、「催事」等の出展については、これまでと同様、随時、
募集しています。

◆…【出展について】

新規事業者の出展促進を図るため、徹底致しますので、傘下事業者への連絡をお願い致します。

[6 ヶ月コーナー（長期）]

1. 出展事業者は、1 県連 2 事業者以内とします。
2. 過去に長期間出展していた事業者には出展を見合わせていただきます。

[1 ヶ月コーナー（トライアル）]

1. 過去に長期間出展していた事業者には出展を見合わせていただきます。
2. 6 ヶ月コーナーに出展したことのある事業者には出展を見合わせていただきます。

【添付資料】

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (1) むらからまちから館における特産品の取扱要領 | (別添—1) |
| (2) むらからまちから館での販売催事コーナー出展手引き | (別添—2) |
| (3) むらからまちから館における酒類の取扱要領 | (別添—3) |
| (4) むらまち館 4 7 都道府県コーナー等出展に際しての留意事項 | (別紙—1) |
| (5) 出展に当たっての注意事項（出展希望事業者あて） | (別紙—2) |
| (6) 4 7 都道府県＜ 6 ヶ月出展＞コーナー出展申込書 | (様式—1) |
| (7) 4 7 都道府県＜ 1 ヶ月出展＞コーナー出展申込書 | (様式—2) |
| (8) 販 売 催 事 出 展 申 込 書 | (様式—3) |
| (9) 地 酒 コ ー ナ ー へ の 出 展 推 薦 リ ス ト | (様式—4) |

【担当：経営支援課 青木】